

平成28年度 事業計画

法人理念

- 1 個人の尊厳の保持に努めます
- 2 利用者の意向を尊重し、真心込めて良質かつ適切な介護に努めます
- 3 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援します

A 基本方針

平成 27 年度の介護報酬改正は、2.27%（実質 4.8%）のマイナスとされました。介護保険制度の面では、特別養護老人ホームへの入所については要介護 3 以上を原則とされ、また、要支援者に関しては、27 年度（八幡市は 29 年度）からの通所介護、訪問介護サービスについて、地域支援事業への移行へ移行することが確定しています。加えて、平成 29 年度までに経営組織のガバナンス（企業統治）の強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、地域における公益的な取組等、社会福祉法人が果たすべき役割について明確に示され、その実行が求められています。

以上のような状況を踏まえ、当施設職員の行動目標を次の通りとします。

行動目標

- 1、入居者・利用者並びにご家族様との信頼（安心・安全）を構築すること
- 2、地域とのつながりを大切にすること
- 3、企業統治（企業の活動を律する枠組み）を厳正に行うため、内部統制（法人内の不正やルール違反を防止するため、管理・点検体制などの監視機能）の構築をはかること、あわせて情報公開を積極的に行うこと
- 4、収入の増加を図るとともに、無駄な経費を削減し、自主的な経営基盤の強化を図りつつ、福祉サービスの向上を目指すこと

- 5、各職員の間性を大切にしつつ、常に職員一人ひとりが日々研鑽を積み、ナンバーワン（一番）よりオンリーワン（唯一）の施設づくりを目指すこと

B 共通事項

法人事業の重点目標

（1）科学的介護の充実を図る（看取り介護の推進・認知症ケアの確立等）

入居者・利用者の皆様に、より質の高い介護サービスを提供していくために、外部の専門的な研修会にも積極的に参加させ、施設内では外部講師による研修等も計画的に開催していきます。また、施設全体や各事業所等で勉強会を定期的で開催し、職員のスキルアップを含めた科学的な根拠に基づいた介護サービスの提供を目指します。

（2）入居者等が生活しやすい環境整備に取り組む。

経年劣化に伴い建物・設備等の修繕工事が必要であり、また、入居者等の年齢層も変化している。修繕計画に基づき適切に改修工事を実施することと併せて、入居者・利用者の皆様が快適で、生活しやすい環境整備を計画的に進めます。

（3）食事の質の向上

食事は入居者・利用者の皆様の大きな楽しみです。当法人の調理室が直営であることを最大限に活用し、提供する食事内容の充実、また、各職種と連携を図り、入居者・利用者の皆様が快適に食事していただける環境整備を行ないます。

（4）地域交流（地域貢献）の推進を図る

地域に根ざした法人運営を目指し、社会福祉法人として何ができるのかを考え、地域のニーズを把握するため、地元町内会や民生児童委員との協議の場を持ち積極的に地域貢献事業に取り組みます。

前年度より開催している料理教室を継続すると共に、新たに介護予防教室等の開催を計画し、地域住民との交流を深めます。

(5) 法人全体の危機管理能力の向上に努める

それぞれの入居者・利用者に合った生活を実現できるよう介護サービスの質の向上に取り組んでおりますが、それと同時に、危険因子もたくさん発生していきます。そのため、各種マニュアル等の定期的な見直しを実施し、職員に周知徹底していきます。また、施設内のリスク等についての勉強会を開催し、職員の危機管理能力の向上に努めます

(6) 介護人材の確保と育成を図る

介護人材が不足する中で、安定して職員確保することは良質な介護サービスを提供する為には大変重要です。そのために、各階層の職員研修計画に基づき研修を実施します。また、働きやすい職場環境を整えるため「職場環境改善研修」を前年度に引き続き実施し、職員自身がやりがいを感じ前向きな姿勢で仕事に取り組めるように進めていきます。

(7) 各制度改正への対応を図る

平成 29 年度から通所介護等を市の地域支援事業に移行されます。八幡市、地域包括支援センター等と連携し、地域の皆様が望むサービスを適正に実施していけるように取り組めます。また、隣接する土地につきましても、適切なサービスの実施に向けて検討していきます。

社会福祉法の改正により経営組織の見直し等が必要となりますので、新制度に対応できるように準備を進めます。

C 各事業所の取り組み

1 特別養護老人ホーム

事業方針

法人の理念に基づき、常にその方の立場に立ち、入居者個々の身体状況に応じたサービスの提供に努めます。入居者に対しては、迅速・親切・丁寧・思いやりを心がけ、各専門職が連携を図りながらきめ細かくゆとりあるサービスを提供できる体制作りを目指します。

介護部門

事業目標

(1) 個別ケアに向けた排泄介助

入居者の排泄状況を排泄研究班及びケアに関わる職員が把握し分析する。

個々に応じた排泄の時間や方法を適宜検討し、排泄介助を行います。

(2) 個別ケアにむけた入浴介助

入居者の身体状況に応じた入浴方法および入浴形態を適宜検討します。一人だけで入る個浴（家庭用）も活用しながら、ゆっくりと気持ちよく入っていただけるようゆとりをもち、安全に配慮した入浴介助を目指します。

(3) 新人育成について

職員ひとり一人が新人職員に対し親切・丁寧な指導を行います。また育成の進捗状況に応じた計画的な指導を継続して行い、職員の定着を目指します。

看護部門

事業目標

(1) 介護職員及び他職種との連携

介護職員および他職種と連携し、入居者・利用者の体調管理や心身の状況把握や疾病の早期発見・早期治療に努め、最期まで安心して生活していただける体制作りと入院者の減少を目指します。

(2) 感染症の予防

引き続き全入居者の胸部レントゲン撮影を実施します。又、インフルエンザ予防のため嘱託医の協力の下、入居者及び職員に対して予防接種を実施します。

勉強会等を通じて感染症予防マニュアルの徹底を図ると共に、発生時に備えて定期的に訓練を行います。

(3) 褥瘡^{じよくそう}の予防

入居者の重度化に伴いベッド上で過ごす時間が多く、食事や水分の摂取が困難となった場合は、嘱託医及び管理栄養士、介護職員との情報共有及び業務の連携を図り体調及び栄養管理、体位変換等を行い褥瘡予防と早期治療に努めます。

2 (介護予防)短期入所生活介護事業所

事業方針

個別ケアを基本とし、常に利用者の立場に立ち、個々の状態に沿ったサービスの提供に努めます。利用者に対し、迅速・親切・丁寧・思いやりを心がけ、利用者が望むレクリエーション・軽度の機能訓練を提供できる体制作りを目指します。

事業目標

(1) レクリエーション及び軽度の機能訓練の実施

利用者のニーズを把握し、個々に合わせたレクリエーションや機能訓練等の実施を

目指します。

また、事業所独自の体操を日課として取り入れ、身体状況や興味・趣味等でグループ分けを行い、利用者に応じたレクリエーションを実施し機能訓練につなげていきます。

(2) 新人育成

職員ひとり一人が新人職員に対し親切・丁寧な指導を行います。また育成の進捗状況に応じて計画的な指導を継続して行い、職員の定着を目指します。

3 (介護予防)通所介護事業所

事業方針

法人の理念に基づき、サービスを利用される方々の状態に合わせたサービスの提供に努めます。

家族や利用者との信頼関係を構築し、利用者が出来る事は、本人自身が積極的に取り組めるような工夫を検討し実施します。また、利用者・家族が安心して利用していただける環境作りを目指します。

事業目標

(1) 全体の取り組み

運動機能の向上・維持については、個々の日常生活を意識した生活リハビリや転倒予防に繋がる機能訓練を個別に計画し実践します。

(2) 自立支援・充実したレクリエーションの援助

介護予防の対象者（要支援者）は、29年度の地域支援事業への移行を意識し要介護者とは、区別をした通所計画を作成し実践します。クラブ活動の内容の充実を図り、魅力あるデイサービスを目指します。

(3) 認知症ケア

認知症ケアについては、引き続き研修及び自己研鑽を重ね、専門知識を得る等スキルアップを図り、その疾患（その症状）にあった適切なケアの実践に努めます。

(4) 利用者一人ひとりに対する取り組み

利用者の誕生日を特別な日として捉え、心に残る一日を過ごしていただけるようハンドマッサージや化粧・ネイル等いくつかのメニューを準備し、利用者個人に選択していただき、写真撮影をする等の企画をします。

(5) 家族・介護者の支援

利用者家族が安心してサービスを利用していただけるよう、在宅で役立つ介護の知識や技術を習得できる介護者教室の開催、家族同士の交流や職員との情報交換ができる家族交流会等を計画します。

4 居宅介護支援事業所

事業方針

法人の理念に基づき、自立支援の視点から利用者の心身の状況を把握しアセスメント（課題分析）を行い、利用者・家族の望む在宅生活が継続できるよう、関係機関との連携に努め援助します。

また、地域のニーズを把握し、正確な情報を提供できるよう、情報収集を行い、わかりやすく丁寧に説明し、信頼される事業所を目指します

事業目標

(1) 各関係機関との連携

居宅サービス事業所と連携をとり、情報交換及び情報提供を行い、利用者の生活の質の向上に努めます。

(2) 情報収集及び自己研鑽

各種団体の開催する専門研修会及び地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議や研修会に参加し、常に新しい情報収集と自己研鑽を行ない、専門職としての質の向上に努めます。また、事業所内での事例検討会や業務に関連する会議等を計画し実施していきます。

(3) 非常災害時の対応

非常災害時の対応に関する情報及び知識を深め、介護支援専門員としての役割を果たせるよう努めます。

5 在宅介護支援センター

事業方針

八幡市の委託を受け、地域支援事業の実施に関わる業務及び地域包括支援センター設置要綱に基づいて業務を実施します。

地域のもっとも身近な相談窓口の機能を継続し、利用者へ必要な情報を提供することにより地域の要援護高齢者及びその家族等を支援していきます。

八幡市受託業務内容

(1) 地域の要援護高齢者等の心身の状況又はその家族等の状況等の実態を把握する

とともに介護ニーズ等の評価を行うこと

・サービスの利用等で相談を受けた場合は、自宅等を訪問し、対象者の心身の状況を把握し、その結果を定められた書式にて（毎月）八幡市へ報告します。

(2) 各種保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な

利用についての啓発を行うこと

・サービスの種類・利用対象者・手続き等について説明を行い、必要に応じてサービスの申請代行を行います。

- (3) 在宅介護等に関する各種相談に対し、電話及び面談等により総合的に応じること
- ・来所・電話及びメール等で相談があった場合は、必要に応じて自宅を訪問します。
 - ・保健福祉の総合的な相談に応じます。
- (4) 地域の要介護高齢者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続き
受付又は 代行申請等の便宜を図る
- ・はつらつ健康教室、要介護認定、住宅改修、福祉用具の購入等の申請手続きの
代行に関する事務及び代行申請を行います。
- (5) 住宅改修、福祉用具購入等に伴う手続きの支援をする
- ・対象者に必要な理由や意見を定められた書式に記入し八幡市へ提出します
- (6) 地域支援事業（配食サービス、閉じこもり予防事業）を実施する
- ・月曜日～土曜日（昼食の配達）及び年 24 回の閉じこもり予防事業（はつらつ
健康教室）を実施します。
- (7) 地域包括支援センターとの連携を図る
- ・利用者・家族及び関係機関等からの相談や予防プランに関する事について地域
包括支援センターと連携を図ります。

その他の活動

地域のふれあいサロン等へ参加し、地域のニーズの把握及び相談を受ける機会を持ち、サービスに関する情報提供及び利用の啓発活動に努めます。

民生児童委員、学区福祉委員、自治会役員などと連携を図り、地域の高齢者の支援を
します

6 身体障害者短期入所事業所

事業方針

法人の理念に基づき、介護者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする利用者（福祉サービス短期入所支給決定者）を受け入れ、心身の状況に応じた介護や日常生活の支援をします。

事業目標

介護保険の短期入所サービスの空きベッドを利用していただき、サービス提供に当たっては、介護上の問題や留意点を家族等より情報収集し、利用者の心身の状態を充分把握し、安全で快適な生活を送れるよう支援します。また緊急時や介護者の負担軽減が図れるよう、関係機関との連携を図ります。

7 主要行事予定

月	特 養 関 係	在 宅 関 係	その他
4	・花見外出	・花見(桜)	・八勝館だより発行(春号) ・消防設備点検①
5	・外出・外食		・大掃除(家族会主催)
6	・八勝館まつり	・八勝館まつり ・外出(菖蒲)	・大型ゴミ搬出 ・床ワックス掛け①
7	・七夕	・七夕	・介護食料理教室 ・八勝館だより発行(夏号)
8	・夏祭り、花火大会(夜間) ・入所者満足度調査	・夏祭り ・利用者満足度調査	・介護保険施設自主点検実施
9	・敬老会	・敬老週間	・施設内職員交流研修 ・床ワックス掛け②
10	・入所者レントゲン ・運動会	・運動会 ・お茶会	・八勝館だより発行(秋号) ・職員健康診断 ・消防訓練(昼間) ・消防設備点検②
11	・秋の外出 ・インフルエンザ予防接種	・地域散策 ・紅葉狩り	・事例研究発表会 ・障害福祉サービス自主点検実施 ・インフルエンザ予防接種
	・施設見学会		・介護食料理教室
12	・年忘れ会 ・餅つき大会	・クリスマス会 ・餅つき大会	・大掃除(家族会主催) ・大型ゴミ搬出 ・床ワックス掛け③
1	・新年のお茶会	・お茶会	・八勝館だより発行(新春号)
2	・節分	・節分	・受水槽清掃水質検査
3	・外出・外食	・ひなまつり ・外出(梅見)	・職員検診(夜勤者対象) ・腰痛検診 ・人権研修 ・消防訓練(夜間) ・介護食料理教室
通 年	・誕生日会 (毎月第1木曜日)	・はつらつ健康教室 5月～3月(24回開催) (水曜日)	・設備、清掃点検日 (毎月1回曜日指定) ・地域のふれあいサロン(月2回)

D その他

(1) 各種会議等の開催計画

会議等名称		開催日等	備考
役員等関係	理事会	3月・5月・11月その他適時	
	評議員会	3月・5月・11月その他適時	
	経営会議	毎月2回	
	評価委員会	5月・11月	
全職員関係	広報委員会	毎月1回（第2火曜日）	
	情報交流会	毎月2回（第2水曜、第4火曜）	
	入所検討委員会	毎月1回（第2水曜日）	
	接遇委員会	毎月1回（第2水曜）	
	研修委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	衛生委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	感染症・食中毒対策委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	介護事故防止委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	褥そう対策委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	口腔内たん吸引等安全委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	看取り介護委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	身体拘束ゼロ推進委員会	毎月1回（第3水曜日）	
	給食委員会	毎月1回（第4火曜日）	
八勝館まつり実行委員会	4月～6月の間 適時		
所属別職員関係	介護室会議	毎月1回（第3金曜日）	
	在宅職員会議	毎月1回（第3火曜日）	
	調理室会議	毎月2回（第2、第4金曜日）	
	事務室会議	毎月第3週	
	サービス担当者会議（特養）	毎月1回（第2水曜日）	

(2) 職員研修計画

研修種類等		内 容
施設 内 研 修	新規採用研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人の概要及び各事業所の事業計画概要 ② 就業規則、給与規程等各種規程及び諸手続き ③ 新任職員育成計画に基づく研修の実施
	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 階層別人材育成計画に基づく研修の実施 ② 待遇に関する研修 ③ 人権に関する研修
	勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常業務（排泄・食事・入浴）等に関する知識・スキルアップに繋がる内容の勉強会 ② 看取り看護に関する勉強会
	事例研究発表会 （毎年1回）	各事業所での取組事例（継続中案件を含む）について、応募方式で実践結果を発表する機会を作り、職員の自発的な取り組みを促す契機とする。参加者の投票により、優秀な発表者（グループ）を表彰する。
	職場交流研修 （毎年1回秋季）	職員が各職場を1日交流体験し、他業務を理解することにより、お互いに協力し合う体制作りを行う。
	介護技術研修	介護サービスの質の向上を目的に、介護に関して特化した研修を体系的に実施する。
	コミュニケーション 及び接遇スキルアップ 研修	介護サービスにおいて重要となるコミュニケーション能力及び接遇マナー等の研修を通じて、職員個人のスキルアップを目的に実施する。
	その他研修	<p>時機に即した内容で適宜実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①危機管理について ②感染症・食中毒の防止について ③介護事故防止について ④メンタルヘルスについて
施設 外 研 修	階層別研修 職種別研修 課題別研修	<p>関係団体が開催する研修に参加し、技術等の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 京都府社会福祉協議会 ② 京都府老人福祉施設協議会 ③ 京都府山城北保健所 ④ 介護労働安定センター ⑤ その他の団体

(3) 社会福祉法人八幡福祉協会役員名簿

評議員・理事名簿

(平成28年3月現在)

役職名		氏名	就任年月日	任期
理事長	評議員・理事	小堀 重男	平成26年6月1日	平成28年5月31日
職務代理者	評議員・理事	田中 貞雄	〃	〃
職務代理者	評議員・理事	松崎 祥三	〃	〃
	評議員・理事	中西 久子	〃	〃
	評議員・理事	道本 俊規	〃	〃
	評議員・理事	本郷 俊明	〃	〃
施設長	評議員・理事	遠州 伸高	〃	〃
	評議員	田部 晴雄	〃	〃
	評議員	寺村 紀子	〃	〃
	評議員	徳田 竹司	〃	〃
	評議員	柴田 耕次	〃	〃
	評議員	波田 容子	〃	〃
	評議員	藤作 実	〃	〃
	評議員	本田 みち代	〃	〃
	評議員	中川 晶勝	〃	〃

監事名簿

	監事	北村 章	平成26年6月1日	平成28年5月31日
	監事	大高 俊生	平成26年11月21日	〃